

精神保健福祉センター年報

令和6年度

北九州市立精神保健福祉センター

目 次

I 精神保健福祉センターの概要

1 精神保健福祉センターとは	1
2 沿 革	1
3 業務内容	1
4 組 織	3
5 施設の所在地及び平面図	3
6 予 算	4
7 各種委員会等設置状況	4
8 北九州市における精神保健福祉に関する相談支援体制	5
9 精神保健福祉事業の機能分担	6

II 普及啓発・教育研修

1 普及啓発の概要	7
(1) リカバリー・パレード 「回復の祭典」 in北九州	7
(2) その他の普及啓発事業	8
2 教育研修の概要	9
(1) 精神保健福祉基礎研修・実務者研修	9
(2) やさしい精神保健福祉講座	11
(3) 各種事業テーマに基づく研修	12
3 普及啓発・教育研修に関する事業一覧	
(1) 一般市民を対象としたもの	13
(2) 家族を対象としたもの	15
(3) 専門職・行政職員等援助職を対象としたもの	17
4 講師派遣実績一覧	19
5 精神保健福祉センター刊行物	22

III 技術支援・連携・協力

1 支援の概要	23
2 技術支援実績	
(1) 技術支援項目別 年度推移	23
(2) 支援先別 技術支援件数	24
(3) 支援先別 年度推移	24

3	主な支援・協力・連携先及び内容	
(1)	区役所に対する技術支援	25
(2)	精神保健福祉相談員研修会・担当係長会議	25
(3)	H I V関連事業	26
(4)	高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	26
(5)	保護課「心理ケア支援事業」への支援	26
(6)	心神喪失者等医療観察法に基づく支援	27
(7)	精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業の支援	27
(8)	精神保健・地域移行推進課への支援	27
IV	法定事務	
1	精神医療審査会	
(1)	委員構成	28
(2)	審査状況	28
2	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）要否判定会議	
(1)	構成員	29
(2)	審査状況	29
V	依存症対策事業	30
1	薬物・ギャンブル等の問題で困っている人の相談窓口	31
2	依存症の問題で悩む家族のための教室	32
3	依存症関連問題専門研修	33
4	依存症関連問題実務者ネットワーク研修会	33
5	当事者向け回復支援プログラム	34
(1)	北九州SHARP（シャープ）プログラム	34
(2)	SAT-Gプログラム	35
6	薬物乱用防止教室	35
7	北九州市依存症対策連携会議	36
VI	ひきこもり対策	37
1	ひきこもり対策事業	37
(1)	ひきこもり支援者研修会	37
(2)	市民向け講演会「ひきこもりを考える集い」	38
(3)	ひきこもり家族教室	39
(4)	ひきこもり支援実務者連絡会	41
2	ひきこもり地域支援センター運営事業	42

Ⅶ 災害・事故時のこころのケア対策事業	43
1 一般職員等の関係職員研修	44
2 専門職員等の技術取得研修（専門研修）	44
3 関係機関等連携体制の構築・普及啓発	45
Ⅷ その他の事業	
1 就労支援	46
（1）精神障害者就労支援ネットワーク事業	46
2 自助（セルフヘルプ）グループ支援	46
（1）セルフヘルプ・フォーラム2024in 北九州	47
（2）北九州セルフハート会議	48
（3）セルフヘルプ・グループ情報誌	49
3 精神保健福祉相談（電話・来所相談）	50
（1）特定相談・特定相談以外の相談対応	50
4 性同一性障害相談窓口	51
Ⅸ 自殺対策	
1 自殺対策といのちとこころの支援センター	
（1）位置づけと経過	52
（2）いのちとこころの支援センターの概要	53
2 自殺対策における普及啓発	
（1）ハイリスク者に対する情報・相談機会の提供（インターネットの活用）	54
（2）自殺対策啓発講演会・シンポジウム	56
（3）こころの健康づくり出前講座	58
（4）こころの健康づくりイベント	58
（5）メディアを活用した普及啓発	58
（6）自殺予防週間・自殺対策強化月間	59
（7）啓発冊子等の作成	59
3 自殺対策における組織連携構築	
（1）北九州市自殺対策連絡会議・北九州市庁内連絡会議	60
（2）生きるための支援を考える会	61
（3）救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会（未遂者支援事業）	62

4	自殺対策における相談支援	
(1)	自殺予防こころの相談電話	62
(2)	自殺未遂者支援事業	63
(3)	うつ病の家族教室（うつ病対策）	64
(4)	くらしとこころの総合相談会	65
5	自殺対策における人材育成	
(1)	自殺対策支援者研修	65
(2)	ゲートキーパー養成研修（図書館等向け出前講座）	66
(3)	ゲートキーパー養成研修	67
(4)	同世代ゲートキーパー養成研修	68
(5)	救急告示病院関係職員の自殺対策研修	68
(6)	自殺未遂者支援者研修	69
(7)	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修（うつ病対策・ゲートキーパー養成研修）	69
6	自殺予防教育	
(1)	児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修	71
7	自死遺族への支援	
(1)	自死遺族のための個別相談窓口	72
(2)	自死遺族のための無料法律相談	72
(3)	自死遺族のための「わかち合いの会」	74
(4)	自死遺族のためのグリーフケアコンサート	74
X	調査研究	
1	子どもの生きづらさに寄り添う薬物乱用防止教室の可能性 ～「相談しようかな」の芽が出る種まき活動～	77
XI	資 料	
1	北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例他	79
2	精神保健福祉事業年表	84
	精神保健福祉統計編（令和6年度）	90

I 精神保健福祉センターの概要

1 精神保健福祉センターとは

精神保健福祉センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条において、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、都道府県及び政令指定都市が設置するよう規定された必置機関であり、当該地域の精神保健福祉活動推進の中核となる総合的技術センターとしての機能を備えるものとされている。

全国には、都道府県及び政令指定都市に 69 ヶ所の精神保健福祉センターが設置されており、北九州市では、「北九州市立精神保健福祉センター」が平成 9 年 4 月 1 日に設置された。

2 沿革

平成 9 年 4 月 1 日	平成 7 年の精神保健福祉法改正により、政令指定都市への精神保健福祉センターの設置が新たに規定されたことに伴い、旧北九州市立デイ・ケアセンター（小倉北区浅野 2 丁目；平成 9 年 3 月 31 日廃止）の施設と職員を引き継ぎ、開設
平成 11 年 10 月 1 日	北九州市総合保健福祉センター「アシスト 21」開設に伴い、同センターへ移転
平成 14 年 4 月 1 日	精神保健福祉法改正（平成 14 年 4 月施行）により、精神医療審査会事務局並びに精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（要否判定委員会）を保健所から精神保健福祉センターへ移管設置
平成 25 年 4 月 1 日	北九州市の自殺対策をさらに強化するため、きめ細かい相談支援の実現を目指し、精神保健福祉センター内に「いのちとこころの支援センター」を設置
平成 30 年 4 月 1 日	市組織改正に伴い、組織配置を「北九州市 総合保健福祉センター 精神保健福祉センター」から「北九州市 保健福祉局 総務部 精神保健福祉センター」へと変更
令和 4 年 4 月 1 日	市組織改正に伴い、組織配置を「北九州市 保健福祉局 総務部 精神保健福祉センター」から「北九州市 保健福祉局 技術支援部 精神保健福祉センター」へと変更
令和 6 年 4 月 1 日	市組織改正に伴い、組織配置を「北九州市 保健福祉局 技術支援部 精神保健福祉センター」から「北九州市 保健福祉局 保健所 精神保健福祉センター」へと変更

3 業務内容

精神保健福祉法第 6 条に規定される業務は次のとおり。

- ① 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- ② 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- ③ 精神医療審査会の事務を行うこと。
- ④ 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）の支給の要否の決定等について、意見を述べること、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

1)普及啓発

市民のあらゆるライフサイクルにおける精神的健康の保持増進、精神障害者への偏見・差別の解消を目的として、講演会・研修会等の開催、正しい知識の普及を行う。

2)教育研修(人材育成)

精神保健・医療・福祉に関する関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に対し、専門的研修等の教育研修を行い、資質の向上、技術的水準の向上を図るとともに、関係者間のネットワークの構築を目指す。

3)技術支援

精神保健福祉に関する技術的中核センターとして、本市内の区役所(福祉事務所)等の市行政機関内部をはじめとした相談・支援機関・窓口、医療機関、障害福祉サービス事業所、精神障害者関係団体等の関係諸機関に対し、精神保健福祉に関する技術的支援(専門的立場からの積極的な技術指導及び技術援助)を行う。

※精神保健福祉相談(特定相談)

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。

本市では、精神保健福祉全般の個別の相談は、原則として区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係で受け付け、精神保健福祉センターでは、特定相談として、薬物、ギャンブル、自死遺族に関する相談に応じる。

4)社会復帰支援

精神障害者の社会復帰、自立と社会参加を促進するための支援及び精神保健・医療・福祉に関する情報の提供等を行う。

5)情報の収集・提供

精神保健・医療・福祉に関する情報を収集・整理し、関係機関、精神障害者等に情報の提供を行う。

6)組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るため、精神障害のある当事者や家族等の自助(セルフヘルプ)グループ等の組織の育成に努めるとともに、その活動に協力する。

7)企画立案・調査研究

本市の精神保健福祉に関する調査研究及び現状分析を行うとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、効果的、効率的な精神保健・医療・福祉に関する企画立案を行う。

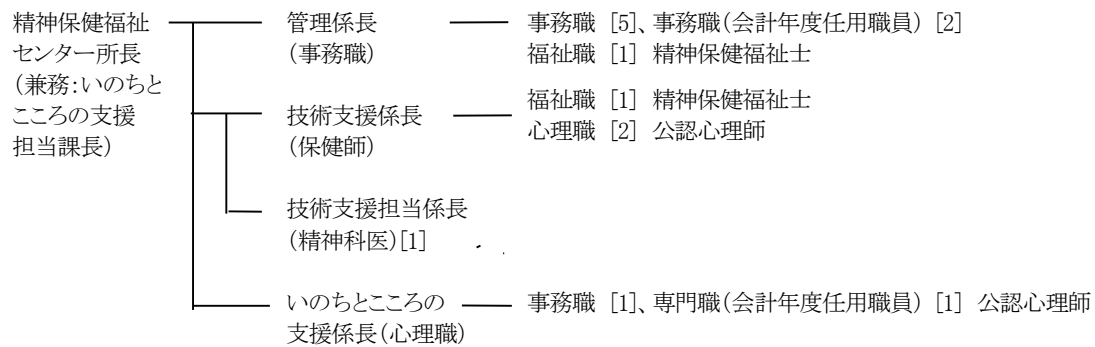
8)精神医療審査会事務局

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う。

9)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の認定

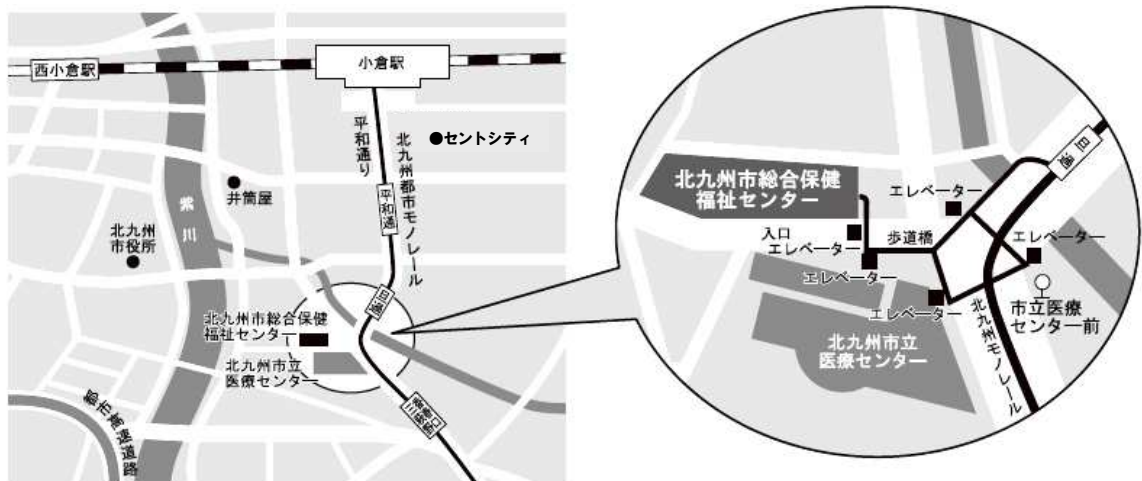
精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行う。

4 組織 ＜正規職員 15 名・会計年度任用職員 3 名＞ 〔 〕：配置数 （令和 6 年 4 月現在）



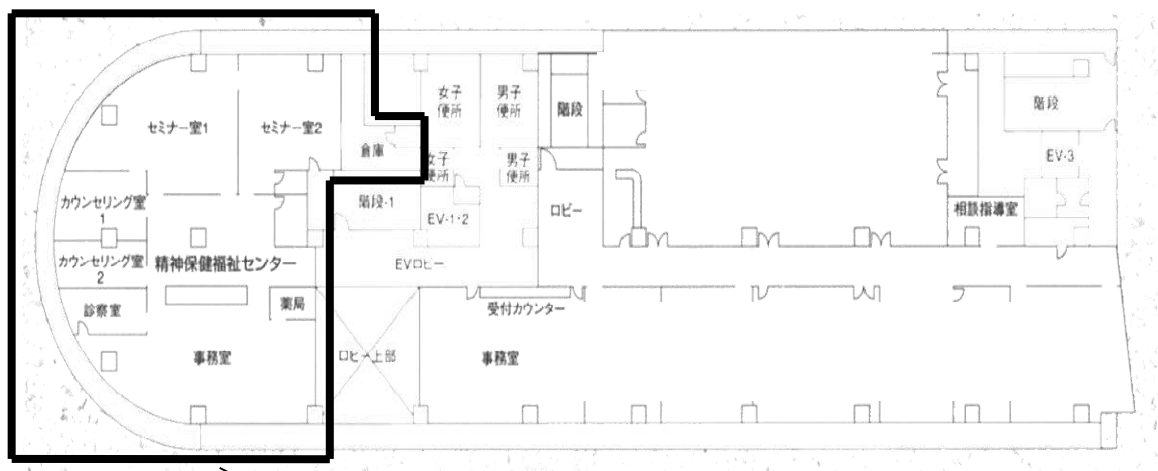
5 施設の所在地及び平面図

- 1) 所在地 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号 （総合保健福祉センター「アシスト 21」5 階）



- 2) 建物延床面積 17,670 m²
 3) 精神保健福祉センター占有部分 458.99 m²
 4) 平面図

＜総合保健福祉センター「アシスト 21」5 階＞



精神保健福祉センター占有部分

6 予算

(1) 令和6年度予算

(単位：千円)

事 務 事 業 名	予算額
精神保健福祉相談・啓発等推進事業 ※R6 年度～ (依存症対策事業、ひきこもり対策事業、災害・事故時こころのケア対策事業を統合)	2,900
依存症対策事業	—
ひきこもり対策事業	—
災害・事故時のこころのケア対策事業	—
精神保健福祉センター運営経費 ※R6 年度～ (精神保健福祉センター運営事業費から変更)	1,200
精神保健福祉センター 運営事業費	—
自殺対策事業	8,711
自殺対策事業(拡充) ※R4 年度～	1,300
いのちとこころの支援事業 ※H25 年度～	11,029
ひきこもり地域支援センター事業	18,000
合 計	43,140

(2) 予算の推移(一般会計)

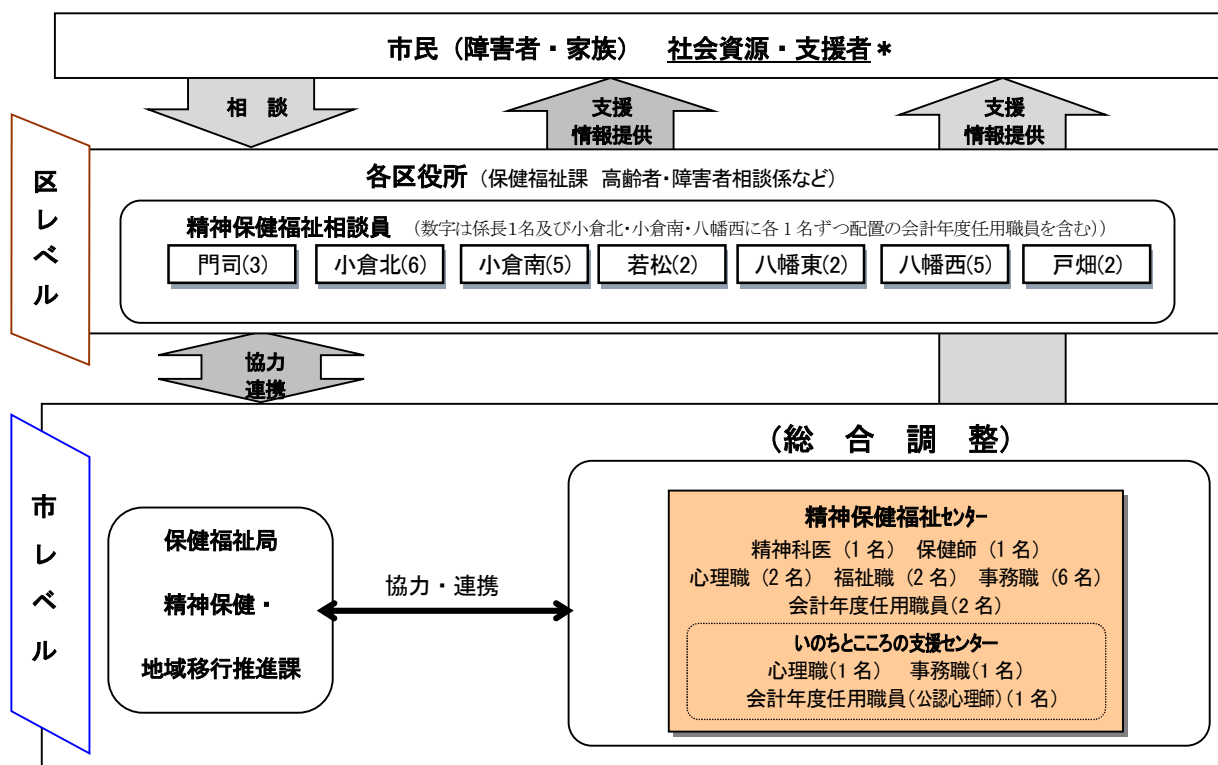
(単位：千円)

事 務 事 業 名	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
依存症対策事業	1,024	1,356	1,707	1,451	1,329
ひきこもり対策事業	768	768	648	551	544
災害・事故時のこころのケア対策事業	390	390	298	298	283
認知症の早期発見・早期対応促進事業	—	—	—	—	—
精神保健福祉センター 運営事業費	3,151	2,819	2,550	2,350	2,310
自殺対策事業	10,921	12,978	11,295	10,282	9,542
地域自殺対策強化事業	—	—	—	—	—
自殺対策計画策定事業	—	—	—	—	—
自殺対策事業(拡充)	—	—	—	6,000	6,000
いのちとこころの支援事業(H25～)	12,498	11,545	11,471	9,785	9,658
ひきこもり地域支援センター事業(R3～)			16,184	17,884	17,884
ひきこもり等実態調査事業(R3)			5,000		
合 計	28,752	29,856	49,153	48,601	47,550

7 各種委員会等設置状況

種 別	委 員 会 等 の 名 称	設 置 年 度
付 属 機 関 等	北九州市精神医療審査会	平成14年度
	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)要否判定会議	平成14年度
依 存 症 対 策	北九州市依存症対策連携会議	平成12年度
自 殺 対 策	北九州市自殺対策連絡会議	平成20年度
	北九州市自殺対策庁内連絡会議	平成20年度
	救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会	平成23年度
	生きるための支援を考える会	平成23年度

8 北九州市における精神保健福祉に関する相談支援体制（令和6年4月現在）



社会資源・支援者*

地域の精神保健福祉に関わる社会資源・支援者等は、

医療、保健、福祉にわたる様々な機関・立場がある

- 医療：精神科病院（市内 18 箇所）、精神科・心療内科などの診療所（市内 40 箇所以上）
入院病棟・通院・デイケア・ナイトケア・ショートケア・訪問診療・訪問看護・外来作業療法
医師・看護師・精神保健福祉士・作業療法士・臨床心理士などの精神科医療従事者
- 障害者総合支援法に基づく障害者相談支援機関・制度：基幹型相談支援センター
地域活動センター・居宅介護・訪問介護・行動援護・療養介護・生活介護
短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助など
精神保健福祉士・作業療法士・就労支援員・日常生活支援員など、
地域における支援機関の支援者
- 家族会・断酒会などの自助グループ・民生委員などのボランティア・各種 NPO など

9 精神保健福祉事業の機能分担（北九州市）（令和6年4月1日）

